建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

発令　　：平成20年3月10日号外国土交通省告示第285号

最終改正：令和7年1月29日号外国土交通省告示第53号

改正内容：令和7年1月29日号外国土交通省告示第53号［令和７年１月29日］

別表第一

		(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一　法第二十八条第二項又は第三項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）	(一)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条の二の五第二項第三号の規定に適合しないこと。
	(二)			給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)			各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
	(四)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)			風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。
	(六)			風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第百二十九条の二の五第二項第五号の規定に適合しないこと。
	(七)			給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(八)			換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	(九)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 $V=3600\nu AC$ この式において、V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V　換気量（単位　一時間につき立方メートル） ν　平均風速（単位　一秒につきメートル） A　給気口断面積（単位　平方メートル）	令第二十条の二第一号ロ若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 イ　還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること。 ロ　還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。

					C　次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 C＝Ｖ２／Ｖ１ ★（★この式においてＶ１及びＶ２は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Ｖ１　空気調和設備の送風空気量（単位　一時間につき立方メートル） Ｖ２　空気調和設備への取り入れ外気量（単位　一時間につき立方メートル）	
	(十)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(十一)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十二)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(十三)			空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。
	(十四)			空気ろ過器の点検口	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十二号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。
	(十五)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	令第百二十九条の二の六第二号の規定に適合しないこと。
	(十六)		空気調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。
	(十七)			各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表(五)項の規定に適合しないこと。
	(十八)			各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。
	(十九)			各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。
	(二十)			各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。
	(二十一)			各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表(六)項の規定に適合しないこと。
二　換気設備を設けるべき調理室等	(一)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する。	不燃材でないこと。
	(二)			排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(三)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第二十条の三第二項第一号イ(３)、(４)、(６)又は(７)の規定に適合しないこと。
	(四)			給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第二十条の三第二項第一号イ(１)又は(２)の規定に適合しないこと。
	(五)			給気口、給気筒、排気口、	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられている

			排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況		こと。
	(六)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。
	(七)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十五条第一項第三号イ(2)又は第二項の規定に適合しないこと。
	(八)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(九)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十五条第一項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(十)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第四号の規定に適合しないこと。
	(十一)		換気扇による換気の状況	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	(十二)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十三)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V=3600\nu A$ この式において、V、ν及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V　換気量（単位　一時間につき立方メートル） ν　平均風速（単位　一秒につきメートル） A　開口断面積（単位　平方メートル）	令第二十条の三第二項第一号イ又は昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第三の規定に適合しないこと。
三　法第二十八条第二項又は第三項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等	(一)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	令第百十二条第二十一項の規定に適合しないこと。
	(二)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第一の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	(三)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(四)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(五)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第三の規定に適合しないこと。
	(六)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(七)		壁及び床の防火区画貫通	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号

			部の措置の状況		第二の規定に適合しないこと。
	(八)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第二第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。
	(九)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項(三)、(九)及び(十六)から(二十一)まで、二項(十三)並びに三項(九)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項(一)、(二)、(五)から(八)まで、(十)から(十二)まで、(十四)及び(十五)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録
一項(四)及び(十三)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別表第二

		(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一　令第百二十三条第三項第二号に規定する階段室又は付室、令第百二十九条の十三の三第十三項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第百二十六条の二第	(一)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。
	(二)			排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。
	(三)			煙排出口の設置の状況	目視により確認する。	排出された煙により他への影響のおそれがあること。
	(四)			煙排出口の周囲の状況	目視により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があること。
	(五)			屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
	(六)		排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。
	(七)			作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	(八)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。

一項に規定する居室等						
	(九)			排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 Ｑ＝60ＡＶｍ この式において、Ｑ、Ａ及びＶｍは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Ｑ　排煙風量（単位　一分につき立方メートル） Ａ　煙排出口面積（単位　平方メートル） Ｖｍ　平均風速（単位　一秒につきメートル）	令第百二十三条第三項第二号若しくは令第百二十九条の十三の三第十三項（これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。）又は令第百二十六条の三第一項第九号（令第百二十八条の七第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十六条の三第一項第九号を、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十三条第三項第二号及び令第百二十六条の三第一項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。
	(十)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(十一)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千四百三十六号第三号又は令第百二十六条の三第一項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十二)			排煙口の周囲の状況	目視により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
	(十三)			排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十四)			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	(十五)			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十六)		機械排煙設備	手動開放装置による開放	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動して

		の排煙口の性能	の状況		いないこと。
(十七)			排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
(十八)			排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 Q＝60ＡＶｍ この式において、Q、A及びＶｍは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q　排煙風量（単位　一分につき立方メートル） A　排煙口面積（単位　平方メートル） Ｖｍ　平均風速（単位　一秒につきメートル）	令第百二十六条の三第一項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(十九)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(二十)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。
(二十一)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(二十二)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(二十三)			排煙風道の材質	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十四)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二十五)			排煙風道と可燃物、電線	目視により確認するとともに、必要に応	断熱材に脱落又は損傷があること又は令

				等との離隔距離及び断熱の状況	じて鋼製巻尺等により測定する。	第百二十六条の三第一項第七号で準用する令第百十五条第一項第三号イ（２）の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二十六)		防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(二十七)			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	(二十八)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(二十九)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが四十五センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。
	(三十)			防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(三十一)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）	目視により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造られていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
	(三十二)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号ロ又はハ及び第二号ロ又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三十三)			排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。
	(三十四)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

	(三十五)		手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	(三十六)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三十七)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 Ｑ＝60ＡＶｍ この式において、Ｑ、Ａ及びＶｍは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Ｑ　排煙風量（単位　一分につき立方メートル） Ａ　排煙口面積（単位　平方メートル） Ｖｍ　平均風速（単位　一秒につきメートル）	令第百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三十八)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(三十九)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。
	(四十)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(四十一)		給気風道の材質	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(四十二)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(四十三)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合

						を除く。
	(四十四)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(四十五)			給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
	(四十六)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(四十七)			作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	(四十八)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	(四十九)			給気送風機の給気風量	吸込口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。 Q＝60ＡＶｍ この式において、Q、A及びＶｍは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q　給気風量（単位　一分につき立方メートル） A　吸込口面積（単位　平方メートル） Ｖｍ　平均風速（単位　一秒につきメートル）	令第百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の七第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(五十)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(五十一)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
	(五十二)			吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(五十三)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
二　令第百二十三条第三項第二号に規定	(一)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(二)			給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(三)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。

する階段室又は付室、令第百二十九条の十三の三第十三項に規定する昇降路又は乗降ロビー			部分を除く。）			
	(四)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(五)			排煙風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(六)		給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(七)			給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(八)			給気口の手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	(九)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ（２）（ｉ）の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。
	(十一)			給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
	(十二)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(十三)			給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(十四)			給気風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十五)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十六)			給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
	(十七)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ（５）の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難

					安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十八)		給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	(十九)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	(二十)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(二十一)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
	(二十二)		吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(二十三)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
	(二十四)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を四十センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二十五)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ロの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(二十六)		空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
	(二十七)		空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(二十八)	空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。
	(二十九)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(三十)		圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
	(三十一)		圧力調整装置の取付けの	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐

				状況		食、損傷等があること。
	(三十二)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。
三　令第百二十六条の二第一項に規定する居室等	(一)	可動防煙壁		手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこと。
	(二)			手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(三)			煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(四)			可動防煙壁の材質	目視により確認する。	不燃材料でないこと。
	(五)			可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。
	(六)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
四　予備電源	(一)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を三十分以上運転できないこと。
	(三)			発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	(五)			始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
	(六)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	(七)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
	(八)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
	(九)			自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十)			自家用発電機室の給排気	室内の温度を温度計により測定するとと	給排気が十分でなく室内温度が摂氏四十

				の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	もに、作動の状況を確認する。	度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
	(十一)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	(十二)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第五十八条の規定値を下回っていること。
	(十三)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
	(十四)			始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。
	(十五)			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
	(十六)			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	(十七)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。
	(十八)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。
	(十九)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	(二十)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	(二十一)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
	(二十二)			給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
	(二十三)			Ｖベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
	(二十四)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	(二十五)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を下回っていること。
	(二十六)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、

						異常な振動等があること。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項(九)、(十八)、(二十)、(三十七)、(三十九)及び(四十九)並びに二項(二十四)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、二項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、三項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに四項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別表第三

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一　照明器具	(一)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
二　電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況及び点灯時間を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	(二)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第四の規定に適合しないこと。
	(三)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
	(四)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十二条第二十項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
三　電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	(一)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
	(二)		電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和四十五年建設省第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
	(三)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
	(四)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二第三号の規定に適合しないこと。

				理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		
	(五)	切替回路		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。
	(六)			蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。
四　電池内蔵形の蓄電池	(一)	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
	(二)			誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
五　電源別置形の蓄電池	(一)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)			蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏四十度を超えていること。
	(三)			蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。
	(四)		蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。
	(五)			電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
	(六)			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏四十五度を超えていること。
	(七)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	(八)			キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
六　自家用発電装置	(一)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	(二)			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を三十分以上運転できないこと。
	(三)			発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(四)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	(五)			始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
	(六)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩

						み、液漏れ等があること。
	(七)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
	(八)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
	(九)			自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
	(十一)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	(十二)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を下回っていること。
	(十三)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
	(十四)			始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。
	(十五)			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
	(十六)			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	(十七)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
五項(二)から(六)まで並びに六項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。						

別表第四

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
一　飲料用の配管設備及び排水設備	(一)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号の規定に適合しないこと。
	(二)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
	(三)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第二号の規定に適合しないこと。
	(四)		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第三号の規定に適合しないこと。
	(五)		保温措置の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第一項第五号又は第二項第四号の規定に適合しないこと。
	(六)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第一項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。

	(七)		配管の支持金物	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号又は第四号の規定に適合しないこと。
	(八)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第二項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(九)		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号ロの規定に適合しないこと。
	(十)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号イの規定に適合しないこと。
	(十一)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第四号の規定に適合しないこと。
二　飲料水の配管設備	(一)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第二号イ又はロの規定に適合しないこと。
	(二)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	(三)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第二項第五号の規定に適合しないこと。
	(四)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第百二十九条の二の四第一項第四号の規定に適合しないこと。
	(五)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(六)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第一又は第二の規定に適合しないこと。
	(七)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。
	(八)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二又は第五の規定に適合しないこと。
	(九)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二若しくは第五の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
	(十)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。
三　排水設備	(一)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号ロの規定に適合しないこと。
	(二)		排水槽の通気の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号ホの規定に適合しないこと。
	(三)		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。
	(四)		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	(六)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電	作動の状況を確認する。	昭和四十四年建設省告示第千七百三十号第三第三号又は第四号の規定に適合しな

				源の状況		いこと。
	(七)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）		雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。	令第百二十九条の二の四第二項第一号又は昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ハの規定に適合しないこと。
	(八)			雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ニの規定に適合しないこと。
	(九)			配管の標識等	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ロの規定に適合しないこと。
	(十)			雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(十一)			消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。
	(十二)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第二項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
	(十三)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。
	(十四)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。
	(十五)		排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第三項第三号の規定に適合しないこと。
	(十六)			雨水排水立て管の接続の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号ハの規定に適合しないこと。
	(十七)			排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。
	(十八)			掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号イの規定に適合しないこと。
	(十九)			雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イの規定に適合しないこと。
	(二十)			間接排水の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。
	(二十一)		通気管	通気開口部の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第五号ハの規定に適合しないこと。
	(二十二)			通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと又は損傷があること。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項（(二)を除く。）、二項（(二)、(三)及び(七)を除く。）並びに三項（(二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二)を除く。）	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録
一項(二)、二項(二)、(三)及び(七)並びに三項	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査

(二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二)	の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録